

|       |        |
|-------|--------|
| 提案提出元 | 小森谷 和信 |
|-------|--------|

| 項目                                       | 意見          |   |
|--|-------------|---|
| 1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。 | ア 電波の遊休化防止策 |   |
| 2. 論点に対してどのように考えるか。                      | 番号          | 意見  |
|  | 1           | 電波利用権を財産権として構築することにより、自由な経済活動を保障し、公正で能率的な電波の利用を図ることを目的とすべきだと思います。   |
|  | 2           | 土地の所有権などの場合と同じく、一定の財産権の対価として授受される金銭として。国有財産の払下げの場合と同じです。なお、税とは、特別な給付に対する反対給付としてではなく課されるものであることから、税ではないと思われます。 |
|  | 3           | 国家財政の透明性と柔軟性の見地から、予算単一の原則に従い、一般財源とすべきだと思います。  |
|  | 4①          | 市場原理を最大限に活用するためには、対象はなるべく広いほうがよいと考えますが、まずは試験的に適当な対象に限って実施するというのもひとつの方法だと思います。                                 |
|  | 4②          | 電波利用権は、土地所有権と同様の自由で強力な権利とするべく、期限を区切るべきではないと思うので、再免許というのは考えられず、オークションは初めの一回限りとするべきだと思います。                      |
|  | 5(1)①       | 土地バブル対策と同様の税制等の対策をとるべきだと思います。   |
|  | 5(1)②       | 電波利用権の買占めは、私的独占禁止(独占禁止法第3条)に当たるとされることなどから、独占禁止法により防止できるとされます。   |
|  | 5(1)③       | 憲法第29条第3項、土地収用法等が参考になるとされます。  |
|  | 5(2)①       | 電波の遊休化の防止や投機の抑制のため、電波を有効に利用する意思と能力のある事業者に限定するべきだと思います。  |

|                             |          |  |
|-----------------------------|----------|--|
|                             | 5(2)②    | 入札代金額、対象となる周波数及び地理的範囲など。   |
|                             | 5(2)③    | そのようなことは普通ないと思われませんが、あまり安く落札されても困るので、収益現価法等を用いて、一応最低価格を定めるべきだと思います。  |
|                             | 5(2)④    | 民事執行法等が参考になると思われま  |
|                             | 5(2)⑤及び⑥ | NTT等の電気通信に関する施策等が参考になると思われま  |
|                             | 5(2)⑦    | 落札時に金銭で一括納付。   |
|                             | 5(2)⑧    | 代金を電波利用権として資産に計上する。土地と同様、減価償却はしない。ただし、一定の場合には、電波利用権の市場価値の変動を考慮する。  |
|                             | 5(2)⑨    | 独占禁止法、刑法等により十分防止できると思われま   |
|                             | 6        | 電波利用権を、土地所有権などと同じく、私的所有権絶対の原則の妥当する強力な権利として構築して市場原理を最大限活用するため、電波利用権は、無期限のものとするべきだと思います。したがって、転売の容認は、必須であると思 |
|                             | 7        | 電波行政にかかる費用を支弁するため、一定の利用料を徴収することは、受益者負担の見地から、可能であると思  |
|                             | 8①       | 電波利用権を財産権として構築するため、免許制度は、土地の登記制度に類する制度に整理し直すべきだと思います。  |
|                             | 8②       | 6についての意見で述べたとおり、無期限とするべきだと思います。  |
|                             | 9        | 電波は、国民の精神を媒体する有限希少な財であることから、現行制度と同様の外国資本規制を維持するべきだと思います。   |
|                             | ア        | 電波利用権の遊休化を防止するため、電波利用権が遊休化している場合は、利害関係者の申立てにより、電波利用権の再オークションを行うことができる制度を設けるべきだと思います。                       |
| 3. その他<br>(留意事項や情報提供<br>など) |          | このパブコメ募集は、論点が明確に提示されているので、とても意見が書きやすくて良いと思います。   |